

京都市告示第 142 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 12 年 6 月 23 日付けで認可した勸修寺自治連絡協議会の代表者変更の届出、平成 12 年 4 月 19 日付けで認可した万帖敷町自治会の代表者変更の届出、平成 25 年 3 月 27 日付けで認可した角倉町内会の代表者変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 25 年 5 月 23 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
勸修寺自治連絡協議会	藤本 寛子	藤田 成孝
万帖敷町自治会	塚本 由美子	田淵 敏文
角倉町内会	鶴原 眞治	藤井 博

2 代表者の住所

	変更前	変更後
勸修寺自治連絡協議会	京都市山科区勸修寺 閑林寺 7 3 番地の 10	京都市山科区勸修寺 閑林寺 9 番地の 2
万帖敷町自治会	京都市伏見区深草大亀谷 万帖敷町 4 9 4 番地 3	京都市伏見区深草大亀谷 万帖敷町 6 1 7 番地の 2
角倉町内会	京都市右京区嵯峨天龍寺 角倉町 6 番地の 6	京都市右京区嵯峨天龍寺 角倉町 2 番地の 2

(文化市民局地域自治推進室)